

1 届出に必要な書類

- （１）特定施設設置（既設）届出書（大気）・・・別記第5号様式（その1）
- （２）特定施設変更届出書（大気）・・・別記第6号様式（その1）
- （３）粉じん発生施設の種類及び構造並びに使用、管理の方法
- （４）工場・事業場周辺の地図（縮尺のあるもの）
- （５）工場・事業場の敷地内の建物等の配置図
- （６）届出施設の設置場所を記載した工場・事業場の平面図
- （７）届出施設の構造概要図（カタログ等でも可）
- （８）粉じんを処理し、又は粉じんの飛散を防止するための施設の配置図及び構造図（規模、能力等が示されていること）
- （９）粉じんの発生及び処理に係る操業系統の概要
- （10）委任状（届出者に代表権がない場合）
- （11）その他必要な書類

※（１）～（９）については必ず必要。ただし、（１）、（２）については、いずれか。

2 提出方法

- （１）提出先
各県立保健所衛生環境課（新宮保健所串本支所は保健環境課）
若しくは和歌山市環境政策課
- （２）各県立保健所に提出する場合は4部提出ください。（うち1部は届出者控え）
和歌山市に提出する場合は、事前にご確認ください。

3 ご注意点

特定施設を設置又は変更する際は、原則として、届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、特定施設の設置・変更は出来ません。

ただし、内容審査が完了し、通知を受ければ60日を経過しなくても特定施設の設置・変更が出来ます。

なお、特定施設の受理日は、各保健所・和歌山市環境政策課が受付を行った日となります。

4 お問い合わせ先

環境生活部 環境政策局 環境管理課 環境保全班
TEL（073）441-2683 FAX（073）441-2689
若しくは、各保健所衛生環境課（新宮保健所串本支所は保健環境課）
和歌山市環境政策課
TEL（073）435-1114

※こちらに記載の内容は和歌山市以外の和歌山県内の届出についてのもので、和歌山市内の届出については和歌山市環境政策課にお問い合わせ下さい。